

財務省告示第三百八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条の二第一項の規定に基づき、平成十九年九月十八日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年九月十四日

財務大臣 額賀 福志郎

| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 |
|------------------|---|--|------------------------------|--|
| 名称及び記号 | 発行の根拠の法律及びその条項 | 振替法の適用等 | 発行方法 | 発行額 |
| 利付国庫債券（二年）（第二十回） | 平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に關する法律（平成十九年法律第二十五号）第二十一条及び特別会計に關する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条 | 社債等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替用は日本銀行とする。 | 日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行額 | うち、平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例に關する法律第二十一条の規定に基づき発行する利付国債に關する法律第四十六条特別会計に關する法律第四十六条の規定に基づき発行する |

六 払込金額
 七 最低額面金額
 八 振替単位
 九 発行日
 十 募集価格
 十一 利率
 十二 経過利子
 の払込み

利付国債については、額面金額
 で四億七千九百六十万円
 九百九十九万九千九百九十九
 五万円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 額の整数倍の金額によるものと
 する。

平成十九年九月十八日

額面金額百円につき百円十一銭

年〇・九パーセント

(一) 日本郵政公社総裁は、払込金
 額に加え、次の算式により算
 出した金額を第十九号に規定
 する期日に払い込むものとす
 る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.9}{100} \times \frac{3}{365}$$

(二) 発行時において、その利子
 に係る所得税が源泉徴収さ
 れるものとして振替口座簿
 中の口座に記載又は記録さ
 れるものについては、前記
 の算式により算出した金額
 から当該金額に百分の二十
 を乗じた金額（ただし、当該
 国債を発行時において取得
 する者が非居住者又は外国
 人である場合には、前記
 の算式により算出した金額
 に当該非居住者又は外国法

十三 初期利子

人が適用を受けける所得税の
税率を乗じた金額を控除す
ることが出来る。
平成二十年三月十五日を支払
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還総額}}{100} \times \frac{0.9}{2} \times 1$$

十四 第二期利子

毎年三月十五日及び九月十五
日を、支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十一年九月十五日

十六 償還金額

日本銀行額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行

十八 募集期間

平成十九年九月四日から平成十

十九 払込期日

平成十九年九月十八日